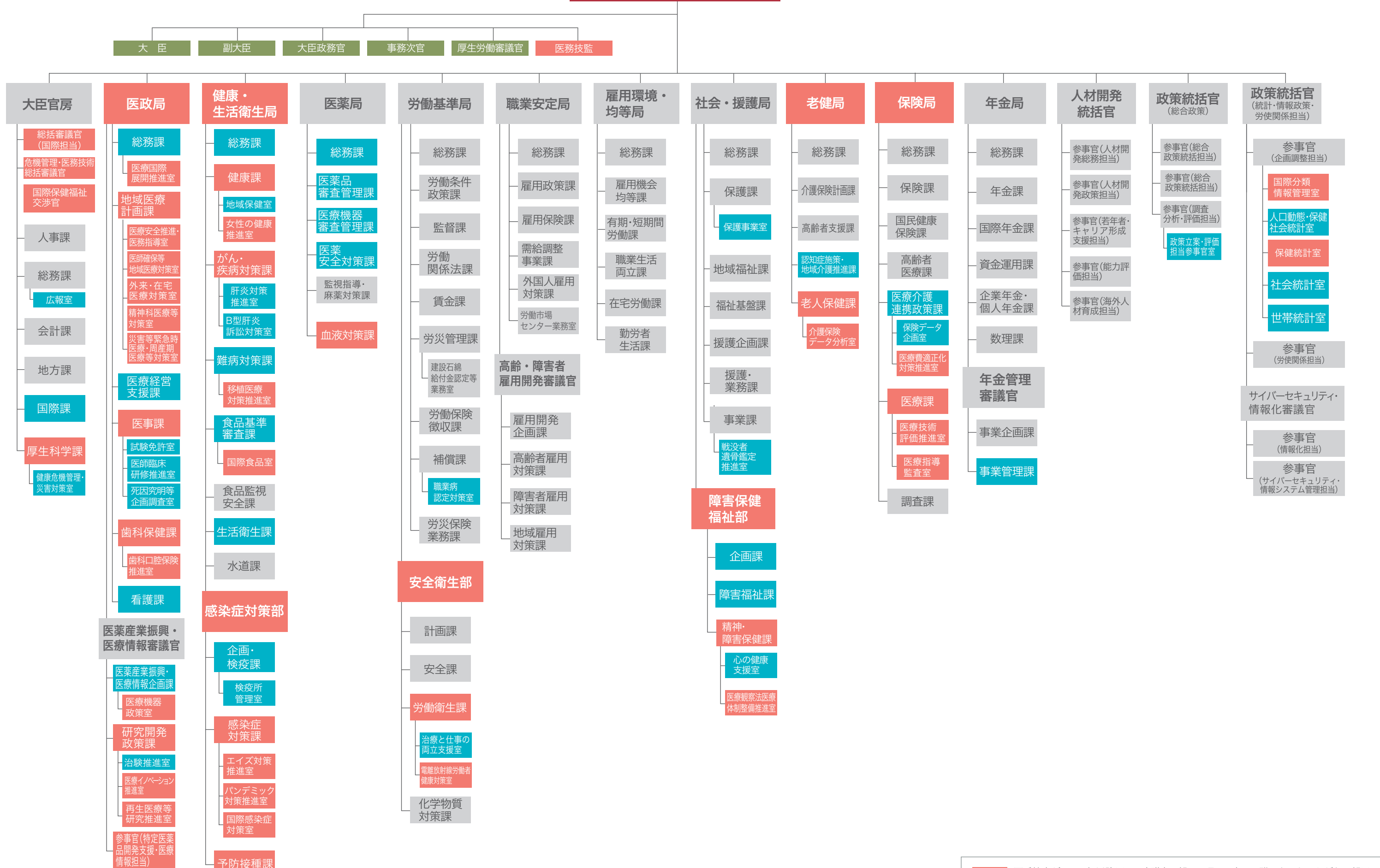


本省



■ 医務技官が2015年以降局長・審議官・部長・課長・室長の職にあったことがある部署
■ 医務技官が課長補佐以下の職にあったことがある部署

この図は2024年1月1日現在の厚生労働省の組織を基に、医務技官が所属する部署・課室を中心に模式的に表したものであり、必ずしも厚生労働省組織令・組織規則を正確に反映するものではありません。